

○尼崎市暴力団排除条例

平成25年3月7日

条例第13号

改正 令和5年3月9日条例

令和6年3月6日条例

第8号

第11号

私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。

我が国では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のもと、暴力団の排除に向けた取組が進められてきたものの、本市においては、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされてきた。

しかしながら、平成30年に暴力団の排除を目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、警察及び市が協力して本市における暴力団の排除に取り組んできた結果、令和4年9月に本市内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団の排除が大きく進んだ。

そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。

ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社会を実現するため、この条例を制定する。

(令6条例11・追加)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(令6条例11・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。

(2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。

(3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する事務所をいう。

(4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。

(7) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人等を除く。)

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益供与」という。)をする行為

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの

オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(令6条例11・一部改正)

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと、暴力団又は暴力団員に利益供与をしないこと並びに暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(令6条例11・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員と一切の関係を持たないよう努めるとともに、市又は関係機関等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市に対する不当な要求等に対する措置)

第6条 市は、その職員が暴力団又は暴力団員による不当な要求その他の活動に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(第17条を除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行する競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する競争入札をいう。)の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、市が締結する契約に関与する者が暴力団等であるかどうかを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)から必要な情報を収集することができる。

(令6条例11・一部改正)

(補助金等を交付する事業において講ずべき措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「補助金等」という。)を交付する事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、補助金等を交付する事業に関与する者について準用する。

(公の施設における措置)

第9条 市長又は尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例で別に定め

るものを除くほか、市が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうちその設置及び管理に関する事項を定める条例(以下「施設条例」という。)が制定されているもの(以下「特定施設」という。)の利用(以下この条において「利用」という。)又は特定施設における行為(以下この条において「行為」という。)が暴力団の利益になると認めるときは、これらの施設条例の規定にかかわらず、当該利用の許可(承認その他の処分を含む。以下この条において同じ。)又は当該行為の許可をしないこと、既にしたこれらの許可を取り消すことその他の利用又は行為の制限に関する処分を行うことができる。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、利用又は行為が暴力団の利益になるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 施設条例の規定により指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に特定施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長又は教育委員会とみなして、前2項の規定を適用することができる。この場合において、前項中「ときは」とあるのは「ときは、市長(教育委員会の所管に属する特定施設にあっては、教育委員会)に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

(行政財産における措置)

第10条 市長その他行政財産(地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。以下同じ。)を管理する権限を有する市の機関(以下「市長等」という。)は、行政財産の使用(以下この条において「使用」という。)の許可(同法第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。)の申請があった場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令(市の条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、当該使用の許可をしないことができる。

2 市長等は、使用の許可をした場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令の規定にかかわらず、当該使用の許可の取消しその他の使用の制限に関する処分を行うことができる。

3 前条第2項の規定は、使用について準用する。この場合において、同項中「市長又は教育委員会」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。

(市の事務事業からの暴力団等の排除)

第11条 第7条から前条までに規定するもののほか、市は、事務事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が市の事務事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、第1条の目的を達成するために必要と認められるときは、適用しない。

2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、同項に規定するときに該当するかどうかについて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

(令6条例11・追加)

(暴力団事務所の運営の禁止等)

第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務所が運営されているときは、その違反に係る暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力団事務所の運営を中止することを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。

5 第2項の規定は、暴力団事務所が暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第13条

に規定する区域又は地域内で運営されている場合は、適用しない。

6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。

7 第2項及び前項に規定するもののほか、市は、暴力団事務所の排除に関して、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例11・追加)

(市民等に対する支援)

第14条 市は、暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成その他の必要な支援を行うものとする。

(令6条例11・旧第12条繰下・一部改正)

(青少年を守るための取組)

第15条 市は、青少年が暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団員による犯罪その他の行為が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことがないように、関係機関等との連携を図りながら、青少年に対する教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

(令6条例11・旧第13条繰下)

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第16条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用し、又は暴力団員を使用してはならない。

(令6条例11・旧第15条繰下)

(利益供与の禁止)

第17条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者(以下この条において「暴力団等」という。)に対し、利益供与をしてはならない。

2 市民等は、自己が業務を行うことを暴力団又は暴力団員が容認することの対償として、暴力団等に対し、利益供与をしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、市民等は、正当な理由なく、暴力団等に対し、暴力団の利益になる利益供与をしてはならない。

(令6条例11・旧第16条繰下)

(祭礼等からの暴力団等の排除)

第18条 祭礼、興行その他の不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者及びその運営に携わる者は、暴力団又は暴力団員が当該行事に関与することを排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例11・旧第17条繰下)

(審議会の設置)

第19条 第12条第2項又は第13条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他暴力団の排除に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市暴力団排除推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令6条例11・追加)

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、

再任することを妨げない。

6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令6条例11・追加)

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令6条例11・追加)

(審議会の招集等)

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令6条例11・追加)

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(令6条例11・追加)

(審議会の運営の委任)

第24条 第20条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令6条例11・追加)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令6条例11・旧第18条繰下)

(罰則)

第26条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者

(令6条例11・追加)

(両罰規定)

第27条 法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(令6条例11・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(令6条例11・旧附則・一部改正)

(審議会の招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令6条例11・追加)

付 則(令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。

付 則(令和6年3月6日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市暴力団排除条例第11条の次に2条を加える改正規定(同条例第13条(第7項を除く。)に係る部分に限る。)及び同条例本則に2条を加える改正規定(同条例第26条第2号に係る部分を除く。)並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市暴力団排除条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現に運営されている暴力団事務所(改正後の条例第2条第3号に規定する暴力団事務所をいう。)については、適用しない。

3 この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間における改正後の条例第26条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。同年6月1日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

4 次の各号に掲げる条例の規定中「第2条第4号」を「第2条第7号」に改める。

(1)～(10) 略

(尼崎市企業投資活動促進条例の一部改正)

5 尼崎市企業投資活動促進条例(平成16年尼崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

6 尼崎市公設地方卸売市場業務条例(平成18年尼崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 契約事務において講ずべき措置（第3条－第10条）
 - 第3章 補助金等の交付事業において講ずべき措置（第11条－第13条）
 - 第4章 特定施設の利用等に対して講ずべき措置（第14条－第16条）
 - 第5章 公有財産の貸付け等において講ずべき措置
 - 第1節 行政財産の貸付け等において講ずべき措置
 - 第1款 行政財産の貸付け等（第17条－第23条）
 - 第2款 行政財産の使用許可（第24条・第25条）
 - 第2節 普通財産の貸付け等において講ずべき措置（第26条）
 - 第6章 指定管理者の選定等において講ずべき措置（第27条－第33条）
 - 第7章 雑則（第34条・第35条）
- 付則

第1章 総則

（この要綱の趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行（条例第7条から第11条までの規定により、市の事務事業への暴力団等の関与を排除するために市が講ずべき措置（以下「排除措置」という。）の部分に限る。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、役員（条例第2条第4号アに規定する役員をいう。）及び監督責任者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者（役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。）をいう。以下同じ。）

イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者

- (3) 警察 兵庫県警察本部長又は兵庫県警察における警察署の署長
- (4) 誓約書 自らが暴力団、暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下「暴力団等」という。）に該当しない旨等を誓約する書面をいう。

第2章 契約事務において講ずべき措置

（一般競争入札等からの排除）

第3条 市長は、有資格者等（一般競争入札、指名競争入札若しくはせり売りの参加資格を有する者又は市が随意契約の方法による契約の相手方として選定される者をいう。以下同じ。）が暴力団等であるときは、当該有資格者等を一般競争入札若しくはせり売りに参加させ、指名競争入札に参加させようとする者として指名し、又は随意契約の方法による契約の相手方としないものとする。

2 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号。以下「契約規則」という。）第5条第2号（契約規則第26条において準用する場合を含む。）に規定する入札に参加する者に必要な資格には、一般競争入札又はせり売りに参加する者が暴力団等ではないことを含むものとする。

（契約書の記載事項）

第4条 市長は、契約規則第28条第1項に規定するもののほか、作成する契約書（特約書

等を含む。以下この章において同じ。)に、次の各号に掲げる事項(その契約(特約等を含む。以下この章において同じ。)に、その契約の相手方が履行すべき業務(以下「請負等業務」という。)の全部又は一部を第三者に行わせてはならない旨の定めを設ける場合は、第4号、第5号及び第6号後段に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 市長は、契約の相手方に対し、役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を兵庫県尼崎南警察署長、兵庫県尼崎東警察署長又は兵庫県尼崎北警察署長(以下「尼崎南警察署長等」という。)に提供することにより当該契約の相手方が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができること。
- (2) 市長は、前号の規定による意見の聴取により得た情報について、請負等業務以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関(尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年尼崎市条例第9号)第2条第1号に規定する実施機関及び尼崎市議会並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。)に提供することができること。
- (3) 市長は、契約の相手方が第7条各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができること。
- (4) 契約の相手方は、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせないこと(既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること)。
- (5) 契約の相手方は、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。
- (6) 契約の相手方は、請負等業務の履行に当たり、暴力団等から当該請負等業務の妨害その他不当な要求(以下この号において「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とすること。

(誓約等)

第5条 市長は、契約規則第3条(契約規則第22条第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札参加資格審査の申請をする者に対し、その申請の際、自らが暴力団等に該当しない旨等を書面により誓約させるものとする。

- 2 市長は、契約の締結時まで、契約の相手方に誓約書を提出させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該契約の契約金額が200万円以下であるとき。
 - (2) 当該契約の相手方が国、地方公共団体その他の公共団体であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該契約の相手方が暴力団等でないことが明らかである場合で、市長が誓約書を提出させる必要がないと認めるとき。
- 3 前項第1号又は第2号に該当する場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、契約の相手方に誓約書を提出させることができる。
- 4 市長は、市が締結する契約において、その契約の相手方が下請契約(工事を他の者から請け負った者と当該者以外の者との間で当該工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。以下同じ。)又は再委託契約(業務を他の者から委託された者と当該者以外の者との間で当該業務の一部について締結される委託契約をいう。以下同じ。)(以下「下請契約等」という。)を締結する場合においては、当該契約の相手方(下請契約等が数次にわたるときは、一次以下のすべての下請契約等の受注者を含む。)に対し、当該下請契約等の相手方をして誓約書を提出させることを求めるものとする。
- 5 市長は、前項の契約の相手方に、下請契約等の相手方が提出した誓約書を保管させ、及び同項の市が締結する契約に係る工事の完了届の提出時まで提出させるものとする。
- 6 前2項の規定は、下請契約等の契約金額(市が締結する同一の契約に係る複数の下請契

約を同一の当事者間で締結した場合は、その合計金額)が200万円以下であるときは、適用しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(下請契約等の不締結等の要求)

第6条 市長は、契約の相手方が請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、当該契約の相手方に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと(既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること)を求めるものとする。

(契約の解除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 契約の相手方が、請負等業務全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 契約の相手方が前条の規定による要求に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(警察署長への照会等)

第8条 市長は、契約の相手方を決定しようとし、若しくは決定した場合又は契約の相手方が請負等の業務の全部若しくは一部を第三者に行わせようとし、若しくは行わせた場合において、これらの契約の相手方又は当該第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、条例第7条第2項の規定に基づき、これらの者が暴力団等であるかどうかについて、尼崎南警察署長等に照会し、その意見を聴くものとする。

(警察署長への届出等)

第9条 市長は、第4条第5号又は第6号の規定による報告を受けたときは、尼崎南警察署長等に届け出、その他必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付け若しくは行政財産への私権の設定又は同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による行政財産の貸付け(以下これらの行為を「行政財産の貸付け等」という。)に係る契約(特約等を含む。第5章第1節第1款において「行政財産貸付等契約」という。)及び地方自治法第238条の5第1項の規定により普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とすること又は普通財産に私権を設定すること(以下「普通財産の貸付け等」という。)に係る契約(特約等を含む。第26条において準用する同条において「普通財産貸付等契約」という。)については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項又は第5項の規定に基づく土地区画整理事業、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業、土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業その他の事業の施行に伴う土地、建物その他の物件の買収又はこれらの物件の移転若しくは除却の補償その他通常生ずべき損失の補償に係る契約については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

第3章 補助金等の交付事業において講ずべき措置

(誓約)

第11条 市長は、補助金等(条例第8条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)の交付の申請をする者(以下「交付申請者」という。)に対し、その申請の際、自らが暴力団等に該当しない旨等を書面により誓約させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金等の交付決定を受けた者が暴力団等であることが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に当該補助金等が交付さ

れているときは、その返還を請求するものとする。

(警察署長への照会等)

第13条 市長は、補助金等の交付決定をしようとし、又は交付決定をした場合において、その交付申請者又は交付決定を受けた者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、条例第8条第2項において準用する条例第7条第2項の規定に基づき、これらの者が暴力団等であるかどうかについて、尼崎南警察署長等に照会し、その意見を聴くものとする。

第4章 特定施設の利用等に対して講ずべき措置

(誓約)

第14条 市長は、特定施設(条例第9条第1項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)の利用(以下この章において「利用」という。)の許可(承認その他の処分を含む。以下この章において同じ。)又は特定施設における行為(以下この章において「行為」という。)の許可の申請をする者(以下この章において「許可申請者」という。)に対し、その申請の際、当該利用又は行為が暴力団を利することにならない旨等を書面により誓約させるものとする。

(警察署長への照会等)

第15条 市長は、利用の許可若しくは行為の許可をしようとし、又はこれらの許可をした場合において、その許可申請者又はこれらの許可を受けた者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、条例第9条第2項の規定に基づき、これらの利用又は行為が暴力団の利益になるかどうかについて、尼崎南警察署長等に照会し、その意見を聴くものとする。

(指定管理者への適用)

第16条 条例第9条第3項に規定する場合において、同項の指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長とみなして、前2条の規定を適用することができる。この場合において、前条中「ときは」とあるのは「ときは、市長に対し」と、「第9条第2項」とあるのは「第9条第3項において読み替えて適用する同条第2項」と、「照会し、その意見を聴く」とあるのは「照会すること及びその意見を聴くことを求める」とする。

第5章 公有財産の貸付け等において講ずべき措置

第1節 行政財産の貸付け等において講ずべき措置

第1款 行政財産の貸付け等

(誓約)

第17条 市長は、尼崎市公有財産規則(昭和58年尼崎市規則第27号。以下「公有財産規則」という。)第36条第2項において準用する公有財産規則第38条の規定による申請をする者(以下この款において「申請者」という。)に対し、当該申請の際、自らが暴力団等に該当しない旨等を書面により誓約させるものとする。

(契約書の記載事項)

第18条 市長は、行政財産貸付等契約に係る契約書(特約書等を含む。以下この款において同じ。)に、次の各号に掲げる事項(当該行政財産貸付等契約に、行政財産の全部若しくは一部を転貸し、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡してはならない旨の定めを設ける場合は、第4号、第5号及び第6号後段に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 市長は、行政財産貸付等契約の相手方に対し、役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を尼崎南警察署長等に提供することにより当該行政財産貸付等契約の相手方が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができること。
- (2) 市長は、前号の規定による意見の聴取により得た情報について、当該行政財産の貸付け等の業務以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関に提供することができること。

- (3) 市長は、行政財産貸付等契約の相手方が第21条各号のいずれかに該当するときは、当該行政財産貸付等契約を解除することができること。
- (4) 行政財産貸付等契約の相手方は、その行政財産の全部若しくは一部を転貸しようとし、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡しようとする場合は、暴力団等をその相手方としないこと（既にその転貸又は譲渡（以下「転貸等」という。）の相手方（以下「転貸等の相手方」という。）との間でその転貸等に係る契約（特約等を含む。以下「転貸等契約」という。）を締結している場合にあっては、当該転貸等契約を解除すること）。
- (5) 行政財産貸付等契約の相手方は、その行政財産の全部若しくは一部を転貸し、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡する場合において、その転貸等の相手方が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。
- (6) 行政財産貸付等契約の相手方は、当該行政財産貸付等契約の履行に当たり、暴力団等からその行政財産に対する権利行使の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。当該行政財産の全部若しくは一部を転貸し、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡する場合において、その転貸等の相手方が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とすること。

（転貸等契約を締結する場合の誓約書の提出）

第19条 市長は、行政財産貸付等契約の相手方が転貸等契約を締結する場合においては、当該行政財産貸付等契約の相手方に対し、その転貸等の相手方をして誓約書を提出させることを求めるものとする。

2 市長は、行政財産貸付等契約の相手方に、転貸等の相手方が提出した誓約書を提出させるものとする。

（転貸等契約の不締結等の要求）

第20条 市長は、行政財産貸付等契約の相手方がその行政財産の全部若しくは一部を転貸し、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡する場合において、その転貸等の相手方が暴力団等であることが判明したときは、当該行政財産貸付等契約の相手方に対し、当該転貸等の相手方との間で転貸等契約を締結しないこと（既に当該転貸等の相手方との間で転貸等契約を締結している場合にあっては、当該転貸等契約を解除すること）を求めるものとする。

（貸付等契約の解除）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産貸付等契約を解除することができる。

- (1) 行政財産貸付等契約の相手方が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 行政財産貸付等契約の相手方が、その行政財産の全部若しくは一部を転貸し、又は当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡する場合において、その転貸等の相手方が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 行政財産貸付等契約の相手方が前条の規定による要求に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、行政財産貸付等契約の相手方が正当な理由なく当該行政財産貸付等契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（警察署長への照会等）

第22条 市長は、行政財産貸付等契約の相手方を決定しようとし、若しくは決定した場合又は行政財産貸付等契約の相手方がその行政財産の全部若しくは一部を転貸しようとし、若しくは転貸し、若しくは当該行政財産貸付等契約に基づいて生じるその相手方の権利の全部若しくは一部を譲渡しようとし、若しくは譲渡した場合において、その申請者、これらの行政財産貸付等契約の相手方又はその転貸等の相手方が暴力団等である疑いが

あるときその他必要があると認めるときは、条例第7条第2項の規定に基づき、これらの者が暴力団等であるかどうかについて、尼崎南警察署長等に照会し、その意見を聴くものとする。

(警察署長への届出等)

第23条 第9条の規定は、第18条第5号又は第6号の規定による報告を受けたときについて準用する。

第2款 行政財産の使用許可

(誓約)

第24条 市長は、公有財産規則第29条の規定により行政財産の使用（以下この款において「使用」という。）の許可（地方自治法第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）の申請をする者（以下この款において「許可申請者」という。）に、その申請の際、当該使用が暴力団を利することにならない旨等を書面により誓約させるものとする。

(警察署長への照会等)

第25条 市長は、使用の許可をしようとし、又は使用の許可をした場合において、その許可申請者又は当該使用の許可を受けた者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、条例第10条第3項において準用する条例第9条第2項の規定に基づき、これらの使用が暴力団の利益になるかどうかについて、尼崎南警察署長等へ照会し、その意見を聴くものとする。

第2節 普通財産の貸付け等において講ずべき措置

(準用)

第26条 前節第1款の規定は、普通財産の貸付け等について準用する。この場合において、第17条中「いう。）第36条第2項において準用する公有財産規則」とあるのは「いう。）」と、第18条各号列記以外の部分中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、「行政財産の」とあるのは「普通財産の」と、同条第1号及び第3号中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、同条第4号及び第5号中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、「行政財産の」とあるのは「普通財産の」と、同条第6号中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、「行政財産に」とあるのは「普通財産に」と、「行政財産の」とあるのは「普通財産の」と、第19条中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、第20条中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、「行政財産の」とあるのは「普通財産の」と、第21条中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、第22条中「行政財産貸付等契約」とあるのは「普通財産貸付等契約」と、「行政財産の」とあるのは「普通財産の」と、第23条中「第18条第5号」とあるのは「第26条において読み替えて準用する第18条第5号」と読み替えるものとする。

第6章 指定管理者の選定等において講ずべき措置

(指定管理者の選定の不対象)

第27条 市長は、指定管理者の指定を受けるべき者を選定する場合において、その指定を受けようとする法人等が暴力団又は暴力団密接関係者であるときは、当該法人等を選定しないものとする。

(誓約等)

第28条 市長は、施設条例（条例第9条第1項に規定する施設条例をいう。以下同じ。）の規定により指定管理者の指定の申請をする者に対し、その申請の際、自らが暴力団又は暴力団密接関係者に該当しない旨等を書面により誓約させるものとする。

2 市長は、指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の一部を第三者に行わせる場合において、当該指定管理者に対し、契約の相手方をして誓約書を提出させることを求めるものとする。ただし、当該契約の契約金額が200万円以下であるときは、この限りでない。

(基本協定書の記載事項)

第29条 市長は、施設条例の規定により指定管理者に特定施設の管理を行わせる場合にお

いて、市と当該指定管理者との間で締結される協定でその指定の期間中に適用されるもの（特約等を含む。以下「基本協定」という。）の書面に、次の各号に掲げる事項（当該基本協定に、指定管理者業務の一部を第三者に行わせてはならない旨の定めを設ける場合は、第4号、第5号及び第6号後段に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- (1) 市長は、基本協定の相手方に対し、役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を尼崎南警察署長等に提供することにより当該基本協定の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者であるかどうかについて意見を聴くことができること。
- (2) 市長は、前号の規定による意見の聴取により得た情報について、指定管理者業務以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関に提供することができること。
- (3) 市長は、基本協定の相手方が第31条各号のいずれかに該当するときは、その指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて当該特定施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。
- (4) 基本協定の相手方は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせないこと（既に当該第三者との間で契約（特約等を含む。以下この章において同じ。）を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）。
- (5) 基本協定の相手方は、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市長に報告すること。
- (6) 基本協定の相手方は、指定管理者業務の履行に当たり、暴力団等から当該指定管理者業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とすること。

（再委託契約の不締結等の要求）

第30条 市長は、指定管理者（指定管理者となる者を含む。以下この条において同じ。）が指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、当該指定管理者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）を求めるものとする。

（指定の取消し等）

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第1項の規定により、当該指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が暴力団又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (2) 指定管理者が、指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 指定管理者が前条の規定による要求に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が正当な理由なくその基本協定の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（警察署長への照会等）

第32条 市長は、施設条例の規定により、指定管理者の指定を受けるべき者を選定しようとし、若しくは選定した場合、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定しようとし、若しくは指定した場合又は指定管理者（指定管理者となる者を含む。）が指定管理者業務を第三者に行わせようとし、若しくは行わせた場合において、これらの者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等であるかどうかについて、尼崎南警察署長等へ照会し、その意見を聴くものとする。

(警察署長への届出等)

第33条 第9条の規定は、第29条第5号又は第6号の規定による報告を受けたときについて準用する。

第7章 雑則

(警察署長への照会等の方法)

第34条 第8条、第13条、第15条、第22条(第26条において準用する場合を含む。)、第25条及び第32条の規定による尼崎南警察署長等への照会及び意見の聴取並びに第9条(第23条(第26条において準用する場合を含む。))及び前条において準用する場合を含む。)の規定による尼崎南警察署長等への届出等(次項において「照会等」という。)は、危機管理安全局危機管理安全部生活安全課において取りまとめたうえで行うものとする。

2 照会等は、別に本市が兵庫県警察との間で締結した「尼崎市の事務事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成25年5月28日締結)に定める様式により行うものとする。

(補則)

第35条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2章の規定及び第34条の規定(第8条の規定による尼崎南警察署長等への照会及び意見の聴取(以下「照会等」という。)並びに第9条の規定による尼崎南警察署長等への届出等(以下「届出等」という。)に係る部分に限る。)は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる契約規則第5条の規定による公告に係る一般競争入札、契約規則第20条第2項の規定による通知に係る指名競争入札、契約規則第23条の規定による見積書の徴収及び契約規則第26条において準用する契約規則第5条の規定による公告に係るせり売りに係る契約について適用する。

3 第3章の規定及び第34条の規定(第13条の規定による照会等に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る補助金等の交付について適用する。

4 第4章の規定及び第34条の規定(第15条の規定による照会等に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る特定施設の利用及び特定施設における行為について適用する。

5 第5章第1節第1款(第26条において準用する場合を含む。)の規定及び第34条の規定(第22条(第26条において準用する場合を含む。))の規定による照会等及び第23条(第26条において準用する場合を含む。))において準用する第9条の規定による届出等に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る行政財産の貸付け等及び普通財産の貸付け等について適用する。

6 第5章第1節第2款の規定及び第34条の規定(第25条の規定による照会等に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る行政財産の使用について適用する。

7 第6章の規定及び第34条の規定(第32条の規定による照会等及び第33条において準用する第9条の規定による届出等に係る部分に限る。以下同じ。)は、施行日以後の指定の申請に係る指定管理者の指定を受けるべき者及び指定管理者について適用する。

8 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に指定されている指定管理者であって、その指定の期間が平成26年4月1日を越えるものについては、第6章(第27条及び第28条を除く。)の規定及び第34条の規定は同日から、第28条の規定は施行日から適用する。この場合において、第28条中「施設条例(条例第9条第1項に規定する施設条例をいう。以下同じ。))の規定により指定管理者の指定の申請をする者に対し、その申請の際」とあるのは「指定管理者に対し、市と当該指定管理者との間で締結される協定で平成26年度中に適用されるものの締結時まで」と、第29条中「施設条例

の規定により指定管理者に特定施設の管理を行わせる場合において、市と当該指定管理者との間で締結される協定でその指定の期間中に適用されるもの（特約等を含む。以下「基本協定」という。）の書面に」とあるのは「市と指定管理者との間において、市と当該指定管理者との間で締結されている協定でその指定の期間中に適用されるもの（特約等を含む。以下「基本協定」という。）の特約として」と、「を設ける」とあるのは「が設けられている」と、「記載する」とあるのは「書面により確認する」と、第30条中「既に」とあるのは「平成26年4月1日以後に」と、第31条第2号中「その契約」とあるのは「平成26年4月1日以後その契約」とする。

9 第2項から前項までに規定するもののほか、この要綱の施行について必要な経過措置は、主管局長が定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

